

ITまたは革新的技術・技能により起業を目指す外国人の方へ

最長1年間の在留資格が認められる
外国人起業活動促進事業の受付を開始します！

(愛知県外国人起業活動促進事業の概要)

外国人起業活動促進事業は、外国人起業家の受入れ拡大と起業の促進を目的として、経済産業省から計画の認定を受けた自治体において活用できる制度で、愛知県はその認定を受けました。

外国人起業家が、在留資格「経営・管理」の認定を受けるためには、通常は、上陸時に、**事務所の確保**に加え、**500万円以上の投資又は常勤2人以上を雇用**するという要件を満たす必要があります。

本事業では、外国人起業家が起業準備活動計画書を県に提出し、県が、1年以内に在留資格「経営・管理」の要件を満たす見込みを判断し、証明書を交付します。

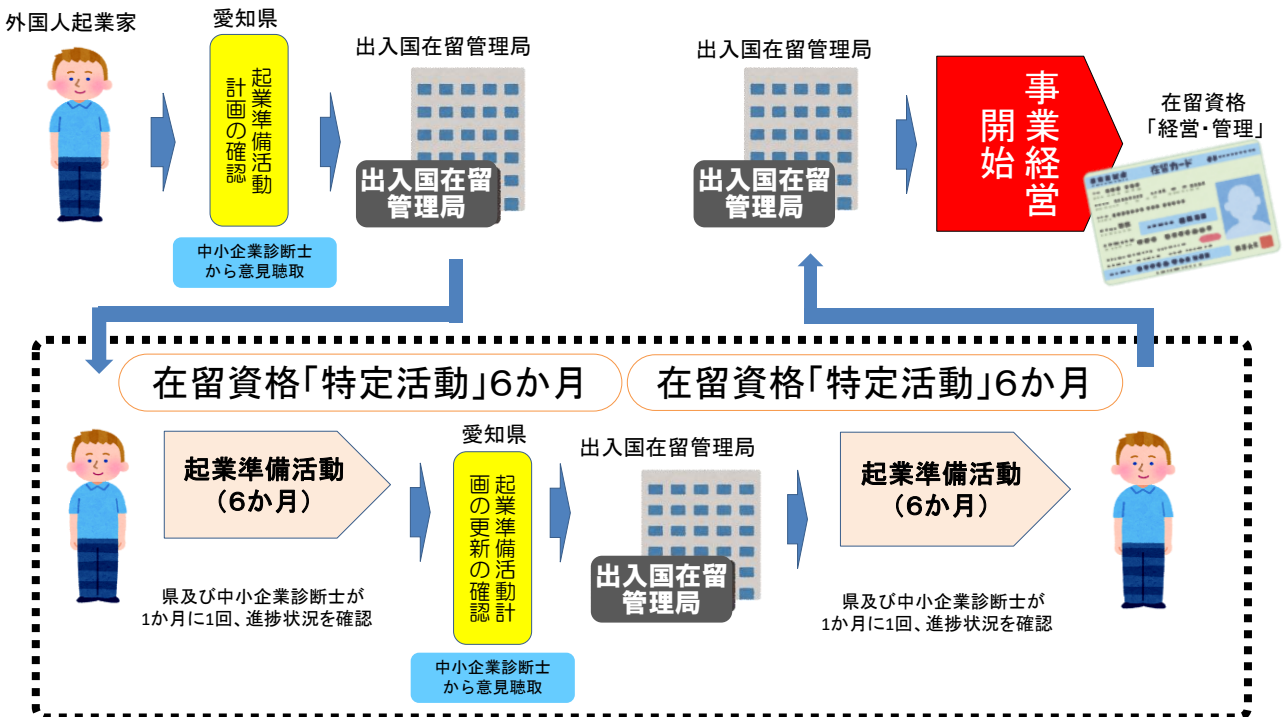
外国人起業家は、必要書類にその証明書を添えて、出入国在留管理局の審査を受けることで、最長1年間（6か月後に更新要）の在留資格「特定活動」が認められます。

開始時期：平成31（2019）年4月1日

対象者：愛知県内で起業を志す外国人の方

対象業種：IT分野（情報通信業）において高成長を目指す事業
革新的技術・技能を用いて高成長を目指す事業

在留資格「留学」
等からの資格変更
も可能です。



起業支援

起業に関する様々な相談にお応えします。

- (公財) あいち産業振興機構
- ・創業プラザあいち
- ・愛知県よろず支援拠点
- ・セミナー・講座の開催



生活支援

生活に関する様々な相談にお応えします。

- (公財) 愛知県国際交流協会
- ・多文化ソーシャルワーカーによる相談・情報提供及び支援
- ・外国人向け生活情報冊子の配布

◆手続きの流れ

①起業準備活動の確認申請

起業準備活動計画の確認又は起業準備活動計画の更新確認を受けようとする外国人は、愛知県に以下の申請書等を提出する必要があります。

対象者	愛知県内で起業を志す外国人の方
対象事業	・IT分野(情報通信業)において高成長を目指す事業 ・革新的技術・技能を用いて高成長を目指す事業
提出書類	◇起業準備活動の確認の申請時
	・起業準備活動確認申請書 ・起業準備活動計画書 ・起業準備活動の工程表 ・申請人の履歴書 ・誓約書 ・上陸後又は在留資格の変更後1年間の申請人の住居を明らかにする書類 ・上陸後又は在留資格の変更後1年間の申請人の滞在費を明らかにする書類 ・在学証明書、在職証明書等 ・申請人の旅券の写し ・その他、必要書類
	◇起業準備活動の更新の確認申請時
	・起業準備活動確認申請書(更新用) ・起業準備活動計画書(更新用) ・起業準備活動の工程表(更新用) ・在留期間の更新後6月間の申請人の住居を明らかにする書類 ・在留期間の更新後6月間の申請人の滞在費を明らかにする書類 ・その他、必要書類

②起業準備活動計画確認証明書の交付

愛知県は、上記①の申請をした外国人に対して、中小企業診断士等の意見を聴取した上で、起業準備活動計画確認証明書又は起業準備活動計画確認証明書(更新用)を交付します。

③出入国在留管理局に在留資格の認定申請

愛知県から上記②の証明書の交付を受けた外国人は、3か月以内に名古屋出入国在留管理局に在留資格「特定活動」の認定証明書交付申請を行います。

④入国・起業準備活動

在留資格「特定活動」が認められた外国人は、最長で1年間(6か月後に更新要)、国内で様々な起業準備活動を行うことができます。上陸後は、愛知県が1か月に1回、起業準備活動計画に関する進捗状況の確認を行います。

⑤在留期間の更新

上陸後又は在留資格変更後1年を超えて引き続き本邦に在留し、事業の経営を行う場合には、名古屋出入国在留管理局に在留資格「経営・管理」の認定証明書交付申請を行います。

愛知県 経済産業局 中小企業部 中小企業金融課

問合せ先

〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6334 メール kinyu@pref.aichi.lg.jp